

契約変更理由書

神戸市

工 事 名	義務教育学校港島学園校舎整備工事
契約変更後の工事概要 ・インフレスライド条項（※）による請負代金の変更 ※ 神戸市工事請負契約約款 第 24 条 （賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更） 7 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。 国土交通省資料より転載 残工事に對する 変動前後の差額 (A) 請 負 額 出来高 残 工 事 （変動前残工事額：B） インフレスライド*変更額 $A - B \times 1.0\%$ ただし、$A > B \times 1.0\%$ の場合のみインフレスライド*を 適用可能 契約日 急激な賃金水準や 物価水準の変動 請求日 基準日 (受発注者協議) 14日以内 残工期2ヶ月以上 工期末	
契約変更の理由 ・神戸市工事請負契約約款第 24 条第 7 項に基づく請求を受けたため なお、基準日前後の積算根拠は以下の通りであり、労務単価、資材価格共に上昇している 基準日前：（労務単価）令和7年3月単価 （資材価格）令和7年4月時点 基準日以降：（労務単価）令和8年3月単価 （資材価格）令和8年4月時点	